

安パトだより



発行元 東淀川区役所 地域課 安全まちづくり



1 月発行

令和 6 年 11 月 1 日道路交通法改正

携帯電話使用等の禁止

携帯電話等を手で保持して自転車に
乗りながら通話や画面を注視する行為

罰 則 (違反者)

6 か月以下の懲役又は、10万円以下の罰金

罰 則 (交通の危険を生じさせた場合)

1年以下の懲役又は、30万円以下の罰金

酒気帯び運転の禁止

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や
同乗・自転車の提供に対して新たに罰則

罰 則 (違反者)(自転車の提供者)

3年以下の懲役又は、50万円以下の罰金

罰 則 (酒類の提供者・同乗者)

2年以下の懲役又は、30万円以下の罰金

14 歳以上が対象

自転車で違反を繰り返すと講習を受けなければなりません

※公安委員会が講習の受講を命じる

自転車運転者講習制度

一定の危険な違反行為をして
3年以内に**2回以上**
検挙され又は交通事故を起こした
悪質自転車運転者

自転車講習を受講

■講習時間:3時間 ■手数料:6,000円

※受講命令に従わない場合

5万円以下の罰金

小学生の交通事故の特徴

事故原因(歩行中)
飛び出しが最多

年齢別死傷者数
8 歳が最多

自宅から事故現場までの距離
自宅付近で多発

多発時間帯
16:00~18:00 間

重大事故を防ぐため、交通ルールを守りましょう!